

経営者のための



銀行交渉術

と

最新税務情報

第 59 号

平成 29 年 11 月 2 日 (木)

発行 税理士法人 KJ グループ

〒536-0006

大阪府野江 4 丁目 1 番 6 号

TEL : (06) 6930-6388

■地域未来投資促進税制のポイント■

平成 29 年度税制改正で創設され、6 月 2 日に公布された「地域未来投資促進法」が 7 月 31 日に施行されました。改めて確認してみましょう。

1. 地域未来投資促進法とは

(1) ねらい

地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域の事業者に対する経済的波及効果を及ぼすことにより、地域経済を牽引する事業（「地域経済牽引事業」）の促進を図るもので、具体的には、都道府県知事が承認した地域経済牽引事業に対して国から集中的に支援を行います。また、自治体での事業者発掘を支援するため、地域経済牽引事業の担い手候補 2,000 社程度を抽出・公表して情報提供を行います。

3 年で 2,000 社程度を支援し、投資額を 1 兆円、GDP を 5 兆円増大させることを目指します。

(2) 支援施策

支援措置の内容としては、経営課題に応じて①人材、②設備投資、③財政・金融、④情報、⑤規制の特例措置などがあります。

2. 地域未来投資促進税制

(1) 制度の概要

本制度は、地域の強み（産業集積、観光資源、特産物、技術、人材、情報等）を活かした地域活性化に貢献する先進的な事業について、工場・店舗や機械等を導入した場合、特別償却又は税額控除が選択適用できるもので、す。

(2) 適用対象者

事業者が作成し、一定の要件を満たすものとして都道府県の承認を受けた地域経済牽引事業計画のうち、地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして、主務大臣の確認を受けた計画事業者となります。

(3) 課税の特例措置承認の要件

課税の特例措置の承認の要件として、先進性を有することがポイントとなります。この承認要件の他に、①総投資額が 2,000 万円以上であること、②前年度の減価償却費の 10% を超える投資額であること（地方自治体が事業者として参画する場合を除く。）、③対象事業の売上高伸び率（%） \geq 過去 5 事業年度の対象事業に係る市場規模の伸び率（%）+5%かつ対象事業の売上高伸び率（%）がゼロを上回ることを満たすことが必要となります。

(4) 課税の特例の対象・内容

承認された事業計画に基づいて行う設備投資について次のような減税措置が講じられます。

対象設備	特別償却	税額控除
機械装置	40%	4%
器具備品	40%	4%
建物・附属設備・構築物	20%	2%

※対象資産の取得価額の合計額のうち、本税制の支援対象となる金額は 100 億円が限度

※特別償却は、限度額まで償却費を計上しなかった場合、その償却不足額を翌事業年度に繰り越すことができる。

※税額控除は、その事業年度の法人税額又は所得税額の 20% が上限となる。

3. 適用時期

地域未来投資促進法の施行日（平成 29 年 7 月 31 日）から平成 31 年 3 月 31 日までに、対象設備を取得したものが対象となります。

(出典 税務懇話会)